

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

平成25年度計画の進捗状況

平成26年7月

個別事項ごとの計画の進捗状況

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
<p><b>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 組織運営の効率化</b></p> <p>組織の運営について以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。</p> <p>① 法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備</p> <p>② 社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備</p>	<p><b>I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>1 組織運営の効率化</b></p> <p>必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各担当部の業務執行に当たり、連絡会議や電子掲示板の活用等を通じて情報の共有化、業務運営の円滑化を図るとともに、4部が連携して効率的な業務運営を実施。</li> <li>関西業務部の業務について、業務内容に応じて3理事が分掌していたが、試行的に理事長代理が一元的に掌理することとし、業務運営を効率化。</li> </ul>
<p><b>2 一般管理費の縮減</b></p> <p>・外部委託の活用等により業務運営全体の効率化を推進。</p> <p>・一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成24年度と比較して、中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。</p>	<p><b>2 一般管理費の縮減</b></p> <p>・同左</p> <p>・一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成24年度と比較して、1%以上の削減を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、効率的な業務の実施に取り組むとともに、調査委託業務の発注時期を見直した結果、目標の1%以上削減を上回る8.5%の減。（なお、通常の事務経費、旅費等の業務コストについては、1.3%の減）</li> </ul>
<p><b>3 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>・競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行う。</p> <p>・一般競争入札等について、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表する。</p>	<p><b>3 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約手続に当たっては、競争性を確保するため、入札・契約手続運営委員会等において、契約方式、競争参加資格等に係る審議を経て、随意契約とすることが真にやむを得ないもの（13件）を除き一般競争入札等（49件）を実施。（うち38件は資金調達に係る債券発行に関する契約）</li> <li>外部有識者及び監事による契約監視委員会を開催（11月）し、契約について点検・検証を実施。全ての契約について特段の指摘・問題はなく、その結果をホームページで公表。</li> </ul>
<p><b>4 積極的な情報公開</b></p> <p>① 財務内容の公開</p> <p>・財務諸表等を積極的に公開。その際、セグメント情報について可能な限り詳細に示す。</p> <p>・債券説明書をホームページに掲載。</p>	<p><b>4 積極的な情報公開</b></p> <p>① 財務内容の公開</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表等とともに、債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況等の高速道路事業関連情報を公開（記者発表、ホームページ等）。</li> <li>セグメント情報を路線網ごとに公表するとともに、会社の情報を総括し、全社の高速道路関連の情報を一覧形式でわかりやすくホームページに掲載。</li> <li>平成24年度財務諸表を官報（10月7日付）に公告。</li> <li>高速道路勘定における利益剰余金は、利益を留保しているものではなく、全て債務の返済に充てられるものであることを解りやすく示すため、ホームページにおける債務の返済と財務諸表の関係の記載を改善。</li> <li>財投機関債を発行する都度、債券説明書をホームページに掲載。</li> </ul>

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
② 資産の保有及び貸付状況の公開 高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況をホームページに掲載。	② 資産の保有及び貸付状況の公開 ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」の更新。	・ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況（総括表及び路線別）」を随時更新。
③ 債務の返済状況の公開 ・債務返済の計画と実績の対比等の情報を分析等を含め公表。  ・会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表。	③ 債務の返済状況の公開 ・同左  ・同左	・債務返済の計画と実績の対比等の情報について、機構及び会社の収入、支出、引受け債務及び債務残高等の項目の内訳を含め、計画額、実績額及びその差額、さらに差異の根拠、分析等の説明を付して公表。 ・会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表。
④ 債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠を公表。	④ 債務返済の見通しの根拠の公開 同左	・会社との協定の見直しに併せて、業務実施計画の見直しを行い、その際に用いた債務返済計画の見通しに関する根拠を公表。
⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・新設等に関する債務引受額、コスト縮減額、助成額等を公表。  ・会社が行う管理費用の縮減の内容、利便性の向上の指標を公表。	⑤ 費用の縮減状況等の公開 ・同左  ・同左	・平成24年度に債務引受のあった事業について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を公表。 ・会社の経営努力の内容について公表。 ・会社の管理コストの計画実績対比及び差異の理由並びにアウトカム指標の実績を公表。
⑥ 評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、政策評価等について情報提供。	⑥ 評価及び監査に関する事項 同左	・以下の項目について、ホームページで情報を提供。 »財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見 »平成24事業年度監事監査報告書（8月） »第2期中期目標期間の業務及び平成24年度業務に係る実績評価 »会計検査院の平成24年度決算報告の機構関係部分とその対応方針
⑦ ホームページ等の充実 ・上記①から⑥の情報提供に当たっては、ホームページ等による積極的な情報公開に努める。英語版についても、迅速な更新に努める。  ・会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実。  ・ホームページのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携しホームページの必要な改善を図る。	⑦ ホームページ等の充実 ・同左  ・同左  ・ホームページのアクセス状況を調査・分析するとともに、会社とも連携し充実を図る。	・I-4-①～⑥の情報を各事務所に閲覧に供するとともに、迅速にホームページに掲載。 ・決算の公表に合わせて、財務諸表及び債務返済状況等をまとめた高速道路関連情報をホームページに掲載するなど、英語版も含め、適時適切に更新（約160回）。 ・平成26年4月1日以降の新たな料金割引に係るページ等へのリンクを掲載して情報提供。 ・海外調査報告書のアンケートページについて、ユーザーがより利用しやすいよう記入式から選択式にするなど改善。 ・アクセスデータの解析やユーザーの意見等を踏まえ、次のように改善。 »ホームページのどの箇所を閲覧しているのかが分かるように、トップメニュー及びサイドメニューの該当見出しの背景色が変わるように仕様を変更。 »各会社の高速道路の更新計画にリンクするバナーを新設。 »ユーザーが必要とする情報の判別を容易にするため、トップページの「新着情報」

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
		<p>について項目毎に色分け。</p> <p>»アクセス数が多い「ファクトブック」、「海外調査報告書」等について、トップページに新たなサブメニューを追加。</p> <p>・総アクセス件数、約432万件（昨年度約402万件）。</p>
⑧ 業務パンフレット等による広報 パンフレット等による情報提供。	⑧ 業務パンフレット等による広報 同左	<p>・機構の概要や平成24年度決算等を掲載したパンフレット及びその英語版並びにより詳細なデータを掲載したファクトブックを発行し、関係機関、全国の主要公立図書館等へ配布するとともにホームページに掲載。</p>
5 業務評価の実施 業務全体について定期的に自己評価を行い、公表。	5 業務評価の実施 同左	<p>・業務全体について自己評価を行い、業務実績報告書を公表。</p> <p>・内部統制委員会において、監事の出席も得て、平成25年度業務全体の達成状況について審議するとともに、平成24年度業務実績評価調書の課題・改善点等及び平成24事業年度監事監査報告書において指摘のあった事項への対応状況について審議。さらに、役員会で自己評価について審議の上、公表。</p>
II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置 1 会社による管理の適正な水準の 確保を通じた高速道路資産の適切な 保有及び貸付け ①道路資産台帳の作成、更新により 道路資産の内容を把握。	II 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置 1 会社による管理の適正な水準の 確保を通じた高速道路資産の適切な 保有及び貸付け ①同左	<p>・平成25年度末保有・貸付延長は、新規供用による105.0kmの増加により、供用区間延長は9,812kmとなり、新設区間を合わせた総延長は10,061km。</p> <p>・道路資産の内容を適正に把握するため、道路資産台帳を、新設、改築等による内容の変更が生じた都度、会社と連携して変更内容を確認した上で更新。</p>
②貸付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、高速道路に関する各種有識者会議における検討の状況を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図り、安全性を一層向上させる。	②同左	<p>・会社との連絡会議で、会社は老朽化対策及び管理水準の向上について積極的に対応すること、機構は必要な費用を必要に応じて協定変更を行うことにより対応することを確認。また、道路法等の一部改正に向け、国及び会社と連携し、必要な検討に着手。なお、会社と調整を行い、会社の利益剰余金を活用して緊急に行うべき修繕事業の実施を図った。</p> <p>・実地確認により高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況を確認し、その結果が高速道路の管理に適切に反映されるよう、国及び全会社と情報共有。</p> <p>・管理の報告書の更なる内容の充実を図っていくことを会社と確認。平成25年度公表の報告書において、次の改善。</p> <p>»会社の高速道路の管理に関する基本的な考え方を記載</p> <p>»最新の課題に対する現在の取組状況の記</p>
・上記検討の状況を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図る。	・同左	
・実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、国及び高速道路会社に提供し情報の共有化を図る。	・会社から報告を受けている「維持、修繕その他の管理の報告書」及び実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況等の情報については、国及び高速道路会社に提供し情報の共有化を図る。	

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
		<p>載を充実</p> <p>»債務引受の対象となる修繕工事についても、内訳を設けて費用及び主な工事内容について記載</p> <p>・平成26年度公表の報告書においては、次のような改善を行うことを決定。</p> <p>»点検及びその結果に基づく補修の実施状況を明らかにするため、それらの実施数量及び要した費用を記載</p> <p>»現場における維持、修繕等の業務内容だけでなく、その結果を分析・評価し、課題に対する取組状況について記載</p> <p>※補足</p> <p>【高速道路の維持・管理等について】</p> <p>・高速道路については、高速道路会社が日本道路公団等民営化関係法施行法第25条1第1項の規程において、道路整備特別措置法第4条の規程による維持、修繕及び災害復旧を行わなければならないとされている。</p> <p>【実地確認について】</p> <p>・機構と高速道路会社との間の協定において、「会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。」とされている。</p> <p>・この協定の規程に基づき、機構は、6会社から「維持・修繕その他の管理の報告書」の提出を受けてホームページで公表するとともに、会社による管理の実施状況の情報の共有化のため、実地確認を実施し、当該報告書の充実等に取り組んでいる。</p>
<p>③アウトカム指標が達成されるよう機構がリーダーシップを持って、会社と連携し取り組む。</p> <p>・指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えなどを通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、高速道路利用者に対するサービス向上を図る。</p>	<p>③同左</p> <p>・同左</p>	<p>・会社間共通の指標を取りまとめて会社間で対比した情報を公表。また、新たに目標の設定根拠が記載された管理の報告書6会社分を機構のホームページで公表。</p> <p>・以下のとおり平成26年度からアウトカム指標の更なる充実を実施。</p> <p>»中期的な目標や一定水準を確保する目標とする統一的な目標設定</p> <p>»管理の実績を示す指標の追加</p>
<p><b>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</b></p> <p>①会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見直しについて最新の知見に基づき検討し、適正な品質や管理水準の確保を前提に、高速道路の新設等の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を定める。</p> <p>・債務引受限度額のうち新設及び</p>	<p><b>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</b></p> <p>①同左</p>	<p>・以下の内容について、金利、交通量、経済動向の見直し等の所要の見直しに基づき確実な債務返済を確認した上で、協定及び業務実施計画の見直しを適切に実施。</p> <p>»新規事業の追加及び新設・改築事業の事業費の見直し</p> <p>〔全国路線網〕</p> <p>・首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)、首都圏中央連絡自動車道(横浜湘南道路 栄～藤沢)の追加、湯浅御坊道路(有田～御坊の4車線化)の追加</p> <p>・仙台南部道路(仙台南～仙台若林)の</p>

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
<p>改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期等を考慮して限度額の設定単位を定め、各单位毎に適正な額を設定する。</p>	<p>・同左</p>	<p>追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートインターチェンジ 34 箇所、休憩施設5箇所の追加</li> </ul> <p>〔本州四国連絡高速道路に係る地域路線網〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートインターチェンジ1箇所の追加</li> </ul> <p>»政府方針等を踏まえた見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい料金水準、料金割引の実施</li> <li>・本四高速の全国路線網への編入</li> <li>・料金に消費税8%を円滑かつ適正に転嫁</li> <li>・「高速道路利便増進事業に関する計画」の変更に伴う貸付料の変更等</li> <li>・高速道路利便増進事業による料金割引終了することに対する激変緩和措置のため、国から補助金（620億円）を受け入れ、貸付料を減額</li> </ul>
<p>②貸付料は、占用料等と併せて、債務返済費用等を45年以内に償うものとなるよう定める。毎年度の貸付料は、会社の料金収入から管理費を控除した額とし、将来の料金収入や管理費を見通してその計画値で算出。</p> <p>・計画管理費と実績管理費に乖離が生じた場合には、その要因を分析し、適切な対応を取ることにより適正な貸付料を算定。</p>	<p>②同左</p> <p>・同左</p>	<p>・貸付料については、将来における料金収入及び管理費を見通し、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等が機構の設立後45年以内に償うものとなるよう設定。</p>
<p>③おおむね5年ごとに、業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加えこれを変更する必要があると認めるとき、又は社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、会社と協議の上、協定を変更する。その際、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講じ、業務実施計画の見直しを行う。</p> <p>・業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても会社と協議の上、協定を変更するなど適切な措置を講ずる。</p> <p>・協定等の変更があった場合にはその内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>③協定について検討を加えこれを変更する必要があると認めるとき、又は社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、会社と協議の上、協定を変更する。その際、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講じ、業務実施計画の見直しを行う。</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>	<p>・Ⅱ-2-①のとおり新規の事業追加、「新たな高速道路料金に関する基本方針」を踏まえた変更等により、適切に協定変更を行い、その内容、理由等をわかりやすく公表。</p>
<p>④債務の管理を適切に実施し、中期目標期間の期末時点における機構の有利子債務残高を29.0兆円以下とすることを目指し、収入の確保及び徹底した業務コストの縮減を進める。</p>	<p>④債務の管理を適切に実施し、平成25年度末時点における機構の有利子債務残高を30.5兆円以下とすることを目指す。</p>	<p>・高速道路の利用動向や金利動向の把握、交通量や料金収入に影響を与える要因の分析を行うなど、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握し、適切に債務残高を管理。</p> <p>・各社の交通量は、対前年度比100.1%～</p>

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
<p>1) 高速自動車国道及び本州四国連絡高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を上回らない。</p> <p>2) 首都高速道路、阪神高速道路及びその他の高速道路に係るそれぞれの有利子債務残高は、民営化時の承継債務の総額を極力上回らないよう努める。</p> <p>3) 新設、改築等に要する費用に充てるための債務で機構が各会社から引き受ける額は、各会社から徴収する貸付料を充てて返済できる範囲内。</p> <p>4) 全国路線網に属する高速道路にあっては、3会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を試算し、それぞれの返済の達成状況を公表。</p> <p>5) 全国路線網以外の高速道路にあっては、業務実施計画の対象ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料による返済の達成状況を公表。</p>	<p>1) 同左</p> <p>2) 同左</p> <p>3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を公表。</p>	<p>104.6%。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の料金収入は、2兆3,090億円（計画比106.9%）。</li> <li>・貸付料収入は、1兆7,017億円（計画比108.6%）。</li> <li>・占用料、連結料及び兼用工作物の使用料収入は、44億4,879万円（計画比101.0%）。</li> <li>・会社からの債務引受額（有利子債務分）は5,489億円。</li> <li>・支払利息は4,588億円。</li> <li>・年度末の有利子債務残高は、29兆2,729億円（計画30.5兆円以下）。</li> <li>・道路別の有利子債務残高は、次のとおり、いずれも民営化時点における承継債務の総額を下回った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>»高速自動車国道 17.0兆円（民営化時22.3兆円）</li> <li>»本州四国連絡高速道路 1.2兆円（民営化時2.0兆円）</li> <li>»首都高速道路 3.7兆円（民営化時4.4兆円）</li> <li>»阪神高速道路 3.0兆円（民営化時3.7兆円）</li> <li>»その他の高速道路 4.3兆円（民営化時4.9兆円）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務返済の平成25年度期首における達成状況を把握し、計画、実績及びその差を差異の理由を付して公表。</li> </ul>
<p>⑤会社が実施した高速道路の新設、改築等の費用を機構が債務として引き継ぐ際、適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を行うとともに透明性の向上を図る。</p>	<p>⑤同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に債務引受のあった事業について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由をホームページにて公表。</li> <li>・平成25年度の債務引受について、235件、6,108億円の債務引受け契約を適切に締結・変更。「高速道路資産の機構への帰属・債務の引受の運用について」に基づき作成された事業費内訳等の書類により、引受額が適正な額であることを確認。</li> <li>債務引受額合計6,108億円 うち新設・改築4,161億円 うち修繕1,906億円 うち災害復旧40億円</li> <li>・平成25年度の資産引継ぎについて、138件の資産を帰属。その際には、資産管理作業マニュアルに基づき、チェックシートを活用しつつ、書類、現地の写真等により道路資産の内容を適切に確認。</li> <li>・現地確認については、新設・改築等のうち債務引受額額が大きいもの等に係る事前確認の実施、NEXCO3社に係る修繕事業の確認頻度の増加を含めて14回実施。</li> <li>・月次資産データについて、資産管理作業マニュアルに基づき、内容を確認。</li> <li>・道路資産について、棚卸実施マニュアルに基づき、14箇所で棚卸を実施。</li> </ul>

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が承継した建設仮勘定に計上されるべき資産の一部の計上漏れ（会計検査院：平成24事業年度決算監査報告）については、会社に対し、会社側の資産管理について、資産の計上漏れ、資産価格の誤り等が生じないよう、より一層厳正な取組を要請。さらに、より効果的・効率的に棚卸を行うため、建設仮勘定資産も調査対象に含めるよう、棚卸実施マニュアルを改正。</li> <li>・資産管理における会社の業務処理統制の的確性を確保するため、機構が会社の会計監査人に依頼し、機構へ提供される資産データの作成過程を検証し、適正であることを確認。</li> </ul>
⑥SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化を図る。	⑥SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化については、平成26年度以降の適正化に向けて検討。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SA・PAの維持管理費における関連事業の費用負担の適正化に向けて、調査規模、調査方法等を決定。</li> </ul>
⑦債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクの軽減と調達の多様化に努める。	⑦同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の金利上昇リスクを軽減し、債務返済の確実性を高める観点から、長期債（10年）・超長期債（10年超）の発行を行ったほか、資金調達の多様化の観点から中期債（2年債）の発行を行い、総額2兆9,560億円の資金を安定的に調達。</li> <li>»政府保証債 <ul style="list-style-type: none"> <li>長期債・超長期債 2兆3,860億円</li> </ul> </li> <li>»財投機関債 <ul style="list-style-type: none"> <li>長期債・超長期債 4,200億円</li> <li>中期債（2年） 1,500億円</li> <li>合 計 5,700億円</li> </ul> </li> <li>・超長期債については、金利情勢・発行市場環境等の継続的な調査や主要投資家へのIRによる需要の掘り起こしを行うことにより、約6年ぶりに30年債を発行（上期・下期に100億円ずつ発行）。30年債としては国内初となるイールドタッチ方式を採用し、機構発足以降、同年限における最低利で調達。</li> <li>・債券発行にかかる手数料について、交渉により上限額（1,000万円）を設定した結果、年間で118百万円を節減。</li> <li>・平成25年度の平均調達年限は11.8年（平成24年度11.8年）</li> <li>・平成25年度末の債務残高の平均残存年限は7.2年（平成24年度6.8年）</li> <li>・平成25年度における平均調達金利は0.87%（平成24年度0.95%）であり、低利かつ安定的な資金調達を継続していることから、有利子債務残高の平均利率も1.46%まで低下。</li> </ul>

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
<p><b>3 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</b> 財源となる出資金等が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。</p>	<p><b>3 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け</b> 同左</p>	<p>・国、出資地方公共団体及び会社と協力し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施。</p> <p>《無利子貸付額》 首都会社 34,112 百万円 阪神会社 14,214 百万円</p>
<p><b>4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け</b> 財源となる補助金が交付された場合、遅滞なく会社に対する無利子貸付けを実施。</p>	<p><b>4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け</b> 同左</p>	<p>・平成25年度は、当該補助金の交付なし。</p>
<p><b>5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</b> ①協定において、新設、改築及び修繕に係る費用の会社の経営努力による縮減額の一部を助成する仕組みを適正に運用し、新技術の開発等を会社に促す。</p> <p>・貸付料の額の固定により、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減が会社の業績に反映される仕組みとし、協定の見直しを通じて成果を国民に還元。</p>	<p><b>5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み</b> 協定に基づき、会社の経営努力による新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長する仕組みについて「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の審議を行う等、適正な運用を図るとともに、新技術の開発等を会社に促す。</p>	<p>・助成委員会を2回開催し、16 議題 17 件を審議、16 件を経営努力要件に適合すると判断。</p> <p>・助成委員会において過年度に審議したものの等も含め、39 件について、経営努力要件適合性を認定。</p>
<p>②助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、各会社と連携しつつ、適切に実施するとともに、透明性の向上を図る。</p>	<p>②助成対象額の算定については、助成金交付要綱に基づき、適切に実施。助成対象技術等については、会社との連絡調整会議等で積極的な活用や標準化を促す。また、助成金の交付額や助成委員会の審議内容等については機構ホームページで公表。</p>	<p>・これまで経営努力要件適合性を確認したもののうち、助成金交付申請のあった 29 件について、助成金約 7.2 億円を交付。</p> <p>・認定された新技術を含む経営努力案件を助成委員会の議事概要と合わせホームページで公表するとともに、会社に対してコスト縮減の取組みの積極的な活用を要請。</p>
<p><b>6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</b> ①会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。手続を適正かつ効率的に行うため、会社と協力して情報連絡体制を構築。</p> <p>・道路占用等の許可に当たり、制度の適切な運用に努め、事務手続の在り方を継続的に点検し、必要に応じ見直す。</p>	<p><b>6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務</b> ①会社等と連携を図り、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。</p> <p>・道路占用等の許可に当たり、制度の適切な運用及び業務の効率化に努め、事務手続の在り方を継続的に点検し、必要に応じ見直す。</p>	<p>・管理課長会議を開催して、各会社との情報の提供や意見交換を実施。</p> <p>・道路管理実務の迅速かつ円滑な運用を図るため、各会社と調整を行い、高速道路管理実施マニュアル（道路管理編）を作成。</p> <p>・会社の業務研修において機構の権限代行業務の説明を行ったほか、占用の手続の迅速化等に向け、占用更新説明会において会社における申請書類の審査の一層の適正化を要請。</p> <p>・適正な交通管理権限の行使について連携を図るため、担当課長会議を実施し、各会社との情報共有及び意見交換を実施。</p> <p>〔道路占用関係〕 ・道路占用許可申請の審査について、各会社と緊密に連携し、チェックリストを活用</p>

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
		<p>して効率的かつ厳格に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用料の改定、占用対象物件の拡大、占用者の公募などの取扱いについて検討するとともに会社への周知を実施。</li> <li>・ 国土交通省通達を受け、各会社と連携し、年度末更新を行う占用物件の点検状況を把握し、また、占用物件たる跨道橋については、全物件の点検状況及び対策の実施状況等を把握して、安全性を確認。</li> </ul> <p>〔連結関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者等の参入促進を図るため、国や関係機関との調整により高速道路利便施設の連結に係る通達を改正し、SA・PAの情報提供を速やかに実施。</li> </ul> <p>〔原因者負担金関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社からの請求に応じない原因者に対し、法令に基づき原因者負担金の督促を実施。</li> <li>・ 首都高速5号池袋線タンクローリー火災事故の原因者負担金について、強制徴収の差押債権の支払いに応じなかった者に取立訴訟を東京地裁に提起。</li> </ul> <p>〔通行止め関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間常駐の道路監理役による情報連絡体制の下、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施。</li> <li>・ 特定工事の通行禁止等の要請に関して、工事予定に変更が生じていないかを機構及び会社が定期的にチェックする体制を構築。</li> <li>・ 大雪の際の円滑な交通の確保のため、国及び会社と当日の対応状況や課題について情報共有。</li> </ul>
②車両制限令違反車両の取締りの強化を図り、特車関連情報等の機構が把握する情報を、利用者の利便向上につながるよう会社や他の道路管理者と連携し、積極的に活用。	②同左	<p>〔車両制限令違反車両取締り関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常習的に車両制限令違反を繰り返した運送会社に対して警告書を送付（94件）し、業務改善を要請。再三警告を行ったにもかかわらず法令遵守への取組が不十分な運送会社名をホームページで公表（8件）。</li> <li>・ 首都会社、NEXCO 東日本、NEXCO 中日本及び一都三県の高速道路交通警察隊との合同取締を実施。</li> <li>・ 国、会社、関係団体等による連絡会において、法令遵守の啓発策や違反者情報の共有等について具体的な取組内容を決定し、関係機関と連携して実施。</li> <li>・ 指標として、「車限令違反車両取締り台数」を設定。</li> </ul>
7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務 業務の実施に当たり本四高速道路会社と連携し、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減。	—	—

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
<b>8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務</b> ・本四高速道路会社の協力を得て鉄道施設の管理及び耐震補強事業の実施。  ・本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から徴収。	<b>7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務</b> ・同左  ・同左	・JR西日本及びJR四国との協定に基づき、本四会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するために必要な施設の管理（耐震補強事業を含む）を実施。 ・共用部鉄道専用施設及び鉄道単独部の耐震補強事業について、国から耐震補強事業のための出資金56億7,900万円の交付を受け、JR四国と協定を締結し、事業に着手。 ・JR西日本及びJR四国から、鉄道施設の利用料として、8億1,485万円を徴収。
<b>9 業務遂行に当たっての取組</b> ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 関係機関との積極的な情報及び意見の交換。	<b>8 業務遂行に当たっての取組</b> ① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進 同左	・国、出資地方公共団体、会社、機構間で緊密な連携を図るため、会議等を通じて、情報及び意見の交換を実施。
② 高速道路事業の総合的なコストの縮減 協定の締結又は見直しに際し、新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係るコスト縮減努力が図られるよう工夫。	② 高速道路事業の総合的なコストの縮減 同左	・協定の見直しに際しては、引き続き助成制度を活用し会社の自律的な効率化、コスト縮減努力を促すとともに、会社が安全性と効率性のバランスに鑑み業務を着実に遂行できるよう、適切に協定見直しを実施。
③ 高速道路の利用促進 ・必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。  ・高速道路利便増進事業について、会社と協力して、効果的に運用。	③ 高速道路の利用促進 ・同左  ・同左	・首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎JCT～寒川北IC）等105.0kmの供用開始。 ・高速道路利便増進事業については、スマートインターチェンジ35箇所を新規事業として協定及び業務実施計画書に追加（合計79箇所）。 ・「高速道路利便増進事業に関する計画」の変更に伴う貸付料の変更 ・会社が実施した高速道路の利用促進のための企画割引（33件）について、貸付料の支払いに支障のない範囲内であることなどを確認。
④ 調査・研究の実施 内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果を会社や関係機関に情報提供。	④ 調査・研究の実施 同左	・次の海外調査報告書を発行し、ホームページに公表。 》「ドイツにおける道路事業のPPP（その4）－PPPに関するドイツ会計検査院報告とリスクマトリックスほか－」 》「英国の新しい道路計画－道路アクションプログラム・21世紀の道路網－」
⑤ 環境への配慮 ・特定調達物品等の100%調達。  ・会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施の際、環境に	⑤ 環境への配慮 ・同左  ・同左	・特定調達品目等を100%調達。 ・環境への取組や地球温暖化抑制に果たす高速道路の役割等を取りまとめた会社の環境報告書等をホームページに掲載。

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
<p>配慮するよう促す。</p> <p>⑥ 危機管理 ・高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して迅速かつ的確な情報収集等を行う。</p> <p>・会社等と連携し、当該事態を想定した訓練を年1回以上実施。機構独自の非常時参集訓練や重要業務の継続訓練等を適宜実施し、危機管理能力の一層の向上を図る。</p>	<p>⑥ 危機管理 ・同左</p> <p>・同左</p>	<p>・各地で発生した地震や異常気象による通行止め状況や被災・復旧状況について、適時適切に情報収集及び伝達を実施。</p> <p>・淡路島付近を震源とする地震（4月13日）の際には、休日早朝であったため、防災業務要領に基づき職員の非常参集を行う等防災業務を着実に実施。</p> <p>・大規模災害時等に迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう、首都直下地震を想定した防災訓練を行うと共に、日頃から、非常時参集訓練や重要業務の継続訓練等を適宜実施。</p> <p>»首都直下地震を想定した防災訓練 »南海トラフ地震を想定した防災訓練 »安否登録訓練・参集応答訓練 »衛星電話通信訓練 »監理役代行訓練 »出納事務支出訓練 »内閣府「平成25年度政府図上訓練」への参加</p> <p>・大規模災害により東京管理課又は関西管理課が被災し、連絡が途絶した場合の非被災側組織での特殊車両許可等の業務継続について、各会社に周知。</p>
<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化 毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図り、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化 同左</p>	<p>・I-2、II-2-④及びII-2-⑦のとおり、収入の確保を図るとともに、低利で円滑な資金調達に努めるなど、業務コストを縮減。</p>
<p>2 予算</p> <p>3 収支計画</p> <p>4 資金計画</p>	<p>2 予算</p> <p>3 収支計画</p> <p>4 資金計画</p>	<p>・予算・実績（計画差額） 収入総額 4兆8,960億円 （1,413億円） 支出総額 4兆8,280億円 （▲408億円）</p> <p>・収支計画・実績（計画差額） 経常費用 1兆4,683億円 （▲884億円） 経常収益 1兆7,049億円 （1,942億円） 当期総利益 5,923億円 （2,779億円）</p> <p>なお、当期総利益は、債務の返済の原資に充当</p>
<p>Ⅳ 短期借入金の限度額 単年度9,600億円</p>	<p>Ⅳ 短期借入金の限度額 同左</p>	<p>・平成25年度は、借入れなし。</p>

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画該当なし。ただし道路の計画変更等に伴い不要財産が発生した場合、売却し債務返済に充てる。	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画同左	・高速道路事業用地の有効利用の促進を図るため、会社から、その利用状況等を毎年度報告させる体制を構築するとともに、有効利用が見込めない用地が発生した場合の売却に向けた手続の進め方について課題等の整理。
VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画該当なし。	VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画同左	—
VII 剰余金の使途なし	VII 剰余金の使途同左	—
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 同左	—
2 業務の実施について 業務を厳格に実施するための仕組みを検討し、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図る。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。	2 業務の実施について 同左	・会社からの出向職員を出向元の会社と利益が相反する恐れがある業務に携わらせる場合は、当該会社からの出向職員以外の職員を責任者とする合議制の作業チームを構成して業務を実施する等、規程を整備し、業務を厳格に実施。 ・利益相反の防止に関する職員の意識啓発を図るため、顧問弁護士による講演会「コンプライアンスの諸問題」を開催。
3 人事に関する計画 ① 方針 1) 職員の勤務成績及び法人の業務実績の処遇への反映。職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。 2) 定員の抑制及び人員の適正な配置による業務運営の効率化。	3 人事に関する計画 ① 方針 1) 同左 2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化。	・役職員の勤務実績を特別手当に反映。 ・職員研修年度計画を策定し、外部機関主催の研修に職員25名参加。 ・役職員の研修の一環として、外部講師を招き講演会を実施。 »「物流面から見た高速道路ネットワークの効用」 »「コンプライアンスの諸問題」 ・人員の適正配置の確保を図り業務運営を効率化。 ・占用許可更新等による事務の増大に対応するため、一時的に派遣社員を活用し常勤職員を増加させることなく効率的に業務を運営。
② 人員に関する指標 常勤職員数を85人とし、人員を抑制。	② 人員に関する指標 常勤職員数は、85人を上回らないものとする。	・常勤職員数が85名を上回らない体制の下で、業務を適切に実施。
③ 人件費に関する指標 ・政府における総人件費削減の取組を踏まえる。 ・国家公務員の給与水準も十分考	③ 人件費に関する指標 ・同左 ・同左	・国家公務員に準拠して引き続き役職員の給与及び年末特別手当の減額措置を実施。 ・給与水準の適正化に向けた取組について、「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表」によりホームページ

項 目		平成25年度実績
中期計画	平成25年度計画	
慮し、適正化に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表。		にて公表。 ・平成25年度の人件費は735百万円となり、平成17年度と比べ22.3%の削減。
<b>4 主たる事務所の移転</b> 神奈川県への移転に関し、可能な限り早期移転できるよう検討し、必要な対応を行う。	<b>4 主たる事務所の移転</b> 同左	・不動産市況や移転計画などについて情報共有及び検討を実施。 ・平成27年3月末までの移転に向け、事務所の移転に係る支援業務を発注するなど、具体的な手続に着手。
<b>5 内部統制について</b> ・「独立行政法人における内部統制と評価について」等を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。  ・「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進。	<b>5 内部統制について</b> ・同左  ・同左	・内部統制の充実・強化を図るため、理事長は、役員会、内部統制委員会等の各種委員会、定時・随時のミーティングを通じて業務に重要な情報を適時的確に把握するとともに、①債務の確実な返済、②会社と連携した高速道路事業の円滑な実施、③業務運営の効率性と透明性の確保をはじめとする法人のミッションを周知徹底。 ・年度末の内部統制委員会において、内部統制全般について総括的に審議し、適切に統制が図られていることを確認。 ・機構の業務上のリスクとなる金利、交通量等の変動について、幹部連絡会等において情報を常時把握するとともに、債務返済の計画と実績の対比、要因分析等を行うことにより、適切に対応。 ・パワー・ハラスメントの防止等に関する規程を策定するとともに、倫理規程や情報セキュリティポリシーなど役職員が遵守すべき規範について周知。 ・不正アクセス対策など情報システムに関する各種対策を講ずるとともに、全役職員を対象に情報管理に関する自己点検を実施するなど情報セキュリティ対策を推進。
<b>6 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途</b> 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行う業務とする。	<b>6 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途</b> 前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、減価償却及び除却費用に充填。	・前中期目標期間繰越積立金27億1,897万円のうち、1億1,684万円を取崩し、減価償却費用に充当。

政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」  
及び「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」への対応について

	実績
<p>1 政府方針等</p> <p>○過去の指摘(勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等)を踏まえた取組について明らかにした上での評価</p>	<p>①「独立行政法人等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)で個別に措置を講ずべきとされた事項への対応は、次のとおりである。</p> <p>○「東京事務所の移転」 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-4)</p> <p>②政策評価・独立行政法人評価委員会「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」での指摘事項への対応は、次のとおりである。</p> <p>○道路資産の保有及び貸付業務の見直し 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②、Ⅱ-2-①)</p> <p>○債務返済業務の見直し 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-①、Ⅱ-2-②)</p> <p>○機構本部の早期移転 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-4)</p> <p>○利益相反発生の防止 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-2)</p> <p>○内部統制の充実・強化 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-5)</p> <p>③政策評価・独立行政法人評価委員会「平成24年度における国土交通省所管独立行政法人の業務に関する評価の結果等についての意見について」への対応は、次のとおりである。</p> <p>○「リスクの把握及び対応」 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-5)</p> <p>○「貸し付けた道路資産の管理の実施状況の確認等」 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②)</p> <p>③会計検査院「平成24事業年度決算監査報告」での指摘事項への対応は、次のとおりである。</p> <p>○「日本道路公団から承継し、供用されないままとなっているトンネル等が資産計上されていないため、財務諸表の表示が適正さを欠いていたもの」 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-⑤)</p> <p>○「高速道路事業用地の有効利用等について」 評価調書に記載のとおり。(Ⅴ)</p>
<p>2 財務状況</p> <p>(1) 当期総利益(又は当期総損失)</p> <p>○当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>機構の当期総利益については、高速道路貸付料収入が太宗を占める収益から債券及び借入金の支払利息、道路資産の減価償却費等の費用を控除した経常利益に、臨時損失、臨時利益を加え、結果として発生しているものである。その発生要因については、決算記者発表資料等で明らかにし、公表している。</p> <p>また、機構は、法令に基づき、高速道路に係る資産等を保有し、各高速道路会社等に貸付け、債務の早期・確実な返済を行っており、高速道路事業における当期総利益は、全て、機構の設置目的である債務返済の原資に充てている。(機構の業務運営に問題はない。)</p>

	実績
(2)利益剰余金(又は繰越欠損金)	
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	高速道路事業における利益剰余金については、全て、機構の設置目的である債務返済の原資に充てている。
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当なし
(3)運営費交付金債務	
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	該当なし
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	該当なし
3 保有資産の管理・運用等	
(1)保有資産全般の見直し	
○ 保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価	「高速道路事業用地の有効利用等について」は、評価調書に記載のとおり。(V)
ア 実物資産	
○ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価。 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価。	該当なし
○ 政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況や進捗状況等についての評価。	該当なし
イ 金融資産	
○ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価	機構の金融資産は、債務返済等に必要な現預金である。
○ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価	該当なし
ウ 知的財産等	
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	該当なし
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等	該当なし

	実績
(2)資産の運用・管理	
ア 実物資産	
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	該当なし
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	○管理の効率化 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②)  ○自己収入の向上 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-④)
イ 金融資産	
a)資金の運用	
○ 資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。 i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準	該当なし
○ 資金の運用体制の整備状況についての評価。	該当なし
○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。	該当なし
b) 債権の管理等	
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当なし
○ 回収計画の実施状況。i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当なし
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当なし
ウ 知的財産等	
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	該当なし
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	該当なし
4 人件費管理	
(1) 給与水準	
○ 給与水準の高い理由及び講ずる措置について、国民に対して納得の得られるものとなっているか。	評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-3-③)
○ 給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。	評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-3-③)
○ 国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する検証状況。	該当なし
(2) 総人件費	
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-3-③)

	実績
(3) その他	
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	機構の福利厚生については、国に準じた水準となっている。
5 契約	
(1) 契約に係る規程類、体制	
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	○ 契約に係る規程類に関しては、 ・「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令」(平成17年国土交通省令第64号)の規定に基づき、機構の業務方法書において、一般競争に付することを契約の原則とする基本ルールを記載 ・契約職が行う契約手続の原則について、会計法に準じた会計規程を整備 ・契約職が行う契約手続の詳細や、随意契約の基準等について、恣意的な運用を排除するための国の「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)に準じた契約事務取扱規程を整備 など、必要な規程類を整備し、適切に取り組んでいる。また、これら規程類や契約の状況をホームページで公表し、その内容を明らかにしている。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	○ 契約事務手続に係る執行体制は、規程(会計規程及び会計規程実施細則)に定めることで明確化している。  ○ 契約手続に係る審査体制については、評価調書に記載のとおり。(I-3)
(2) 随意契約見直し計画	
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	○ 随意契約等見直し計画では、随意契約の件数を19件(平成20年度実績)から真にやむを得ないものとして13件に削減するとしているところ、平成25年度は13件とし目標を達成した。  ○ 随意契約等見直し計画では、一者応札・一者応募の削減を目指し、14件(平成20年度実績)について契約方式等を見直すこととしているが、平成25年度においても、引き続き競争参加資格要件の緩和、事前公告及び郵送入札の実施、発注規模の拡大等により、一者応札・一者応募となった案件は1件となった。
(3) 個々の契約	
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	○ 競争性の確保 評価調書に記載のとおり。(I-3)  ○ 契約の透明性の確保 評価調書に記載のとおり。(I-3)

	実績
6 内部統制	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組についての適切な評価(特に、最近の独立行政法人をめぐる動き等を踏まえ、ガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等に係る評価について留意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内部統制の現状把握 評価調書に記載のとおり。(Ⅷ-5)</li> <li>○監事の監査報告書への対応 監事は、定期監査の外、理事長及び会計監査人からの報告、役員会や内部統制委員会等への常時出席、資産の棚卸への参加による状況調査等を通じ、機構の業務を詳細に把握・分析した上で、監査報告書を取りまとめ、公表している。 平成25年度業務の実施に当たっては、平成24事業年度監査報告書を踏まえ、適切に対応するとともに、その対応状況を公表している。</li> </ul>
7 関連法人	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該関連法人との業務委託の妥当性。</li> </ul>	該当なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。</li> </ul>	該当なし
8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の</li> </ul>	該当なし
9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務改善のための具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ等の充実 評価調書に記載のとおり。(Ⅰ-4-⑦)</li> <li>○道路の適切な管理と安全性の向上 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-1-②)</li> <li>○資金調達 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-2-⑦)</li> <li>○高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-5)</li> <li>○道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-6)</li> <li>○危機管理 評価調書に記載のとおり。(Ⅱ-8-⑥)</li> </ul>

		実績
10	その他	
	<p>○ 電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上での評価</p>	<p>○ 電子掲示板の活用等による業務運営の効率化については、評価調書に記載のとおり。(I-1)</p> <p>○ 膨大な負債を管理し、元利金等の支払を確実に円滑に行うために運用している借入金管理システムについて、適宜改良を行っている。</p> <p>○ 助成委員会で認定された新技術を含む経営努力案件について、ホームページで公表するとともに、経営努力事例検索システムにより、会社に対して新技術等の積極的な活用を促している。</p>